

教 健 体 第 1 1 6 8 号
令和5年(2023年)2月13日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く)
(各市町村立学校長)
(各市町村立幼稚園長)
(各市町村立幼稚園型認定こども園長)

北海道教育庁学校教育局健康・体育課長 今 村 隆 之
北海道教育庁学校教育局義務教育課長 新 居 雅 人
北海道教育庁学校教育局高校教育課長 山 城 宏 一
北海道教育庁学校教育局特別支援教育課長 大 畑 明 美

卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について(通知)

このことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局長から通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、別添の「卒業式におけるマスクの取扱い等について」(以下「基本的な方針」という。)を踏まえるとともに、次の事項に留意の上、地域や学校の実情に応じて、卒業式を適切に実施いただくようお願いします。

本通知により、令和5年(2023年)1月25日付け教義第1003号は廃止します。

なお、入学式を含め、令和5年4月1日以降の学校教育活動におけるマスクの着用の考え方については、後日、国から示される予定となっていますので、改めてお知らせします。

記

1 本通知の対象範囲について

本通知は、卒業式の教育的意義を考慮し、本年度の卒業式の取扱いに限定して、基本的な方針を示したものであること。従って、卒業式以外の年度内の学校教育活動については、引き続き、国の衛生管理マニュアル等を踏まえて実施する必要があること。

2 児童生徒及び教職員に係るマスクの着脱について

児童生徒及び教職員は、卒業式の全体を通じてマスクを外すことを基本とすること。一方で、国歌・校歌等の斉唱や合唱、いわゆる「呼びかけ」を実施する際には、マスクの着用などの一定の感染症対策を講じた上で実施するとされていることから、マスクの着用を呼びかけたり、事前に説明したりするなど、適切に対応すること。なお、その際には、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどを踏まえ、マスクの着脱を強いることのないよう留意すること。

3 来賓や保護者等の参加について

基本的な方針に基づき、マスクの着用を求めること。また、座席間に触れ合わない程

度の距離を確保した上で、感染対策上での参加人数の制限は必要ないと示されたことを踏まえ、適切に対応すること。なお、会場の広狭等の事情から、参加人数を制限することはあり得るが、その際には、家庭で卒業式に参加したり、卒業式の様子を視聴したりすることができるよう、オンラインを積極的に活用すること。オンラインの活用に当たり、不明な点や課題がある場合には、教育局等に相談すること。

4 健康観察について

発熱や咽頭痛、咳など、普段と異なる症状がある場合は、参加を控えるよう徹底することが求められていることから、卒業式の実施前後の児童生徒や同居家族の健康観察を徹底すること。

5 卒業式の練習について

国の衛生管理マニュアル等を踏まえて実施するが、卒業式当日に向けて、マスクを外す時間を徐々に増やすなど、児童生徒の実態に応じて適切に指導すること。

6 保護者への周知等について

別添のとおり基本的な方針に関するリーフレットを作成したので、児童生徒や保護者等に周知願いたいこと。

健康・体育指導係
義務教育指導係
高校教育指導係
特別支援教育指導係